

# 資本的関係又は人的関係に関する申告書

年 月 日

所在地  
申告者 商号又は名称  
代表者職氏名

福井市一般業務競争入札参加資格審査申請要領（以下「要領」という。）における各提出書類の留意事項に記載された資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

【 】内のいずれか該当する方を で囲んでください。

下記の資本的関係又は人的関係の項目に関し、

【 該当する項目がある ・ いずれも該当無し 】

該当がある場合は、以下の項目を記載してください。該当無しの場合は、以下は空欄にしてください。



- 1 別紙「記入上の注意」（１）又は（２）に該当する資本的関係のある他の入札参加資格者  
親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|--------|-----|-------|
|        |     |       |
|        |     |       |

子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|--------|-----|-------|
|        |     |       |
|        |     |       |

- 2 別紙「記入上の注意」 に該当する資本的関係のある他の入札参加資格者  
親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|--------|-----|-------|
|        |     |       |
|        |     |       |

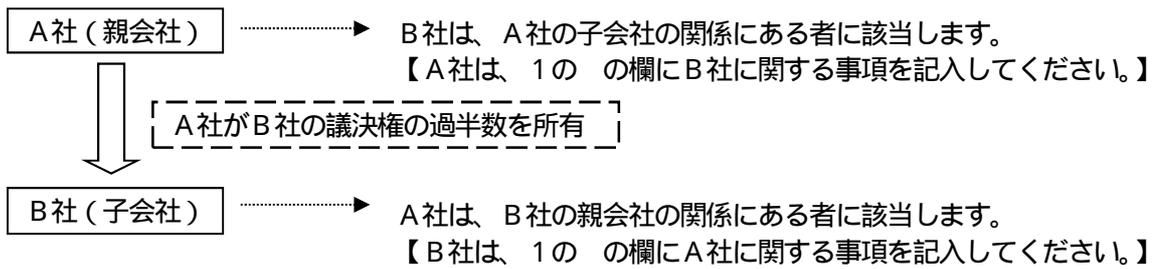
- 3 別紙「記入上の注意」 に該当する人的関係のある他の入札参加資格者  
役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

| 当社の役員等 |    | 兼任先及び兼任先での役職 |     |    |
|--------|----|--------------|-----|----|
| 役職     | 氏名 | 商号又は名称       | 所在地 | 役職 |
|        |    |              |     |    |
|        |    |              |     |    |

（備考）

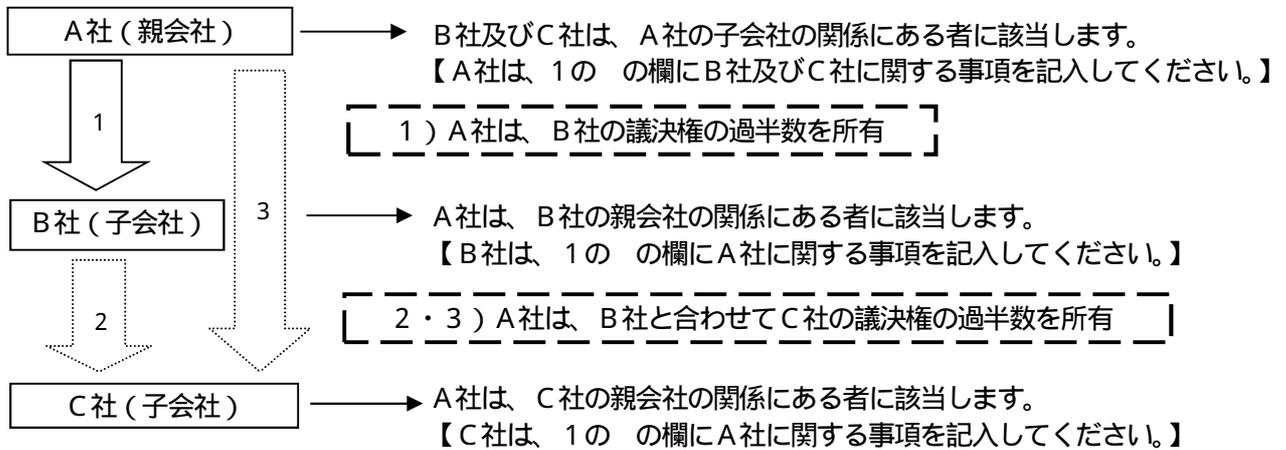
- ・ 申告対象となるのは、申告時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者です。
- ・ 申告内容に変更が生じた場合には、速やかに本申告書を提出してください。
- ・ 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- ・ 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して記入すること。
- ・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

1の 及び に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。  
(1) 一方の会社A<sup>1、2</sup>が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係

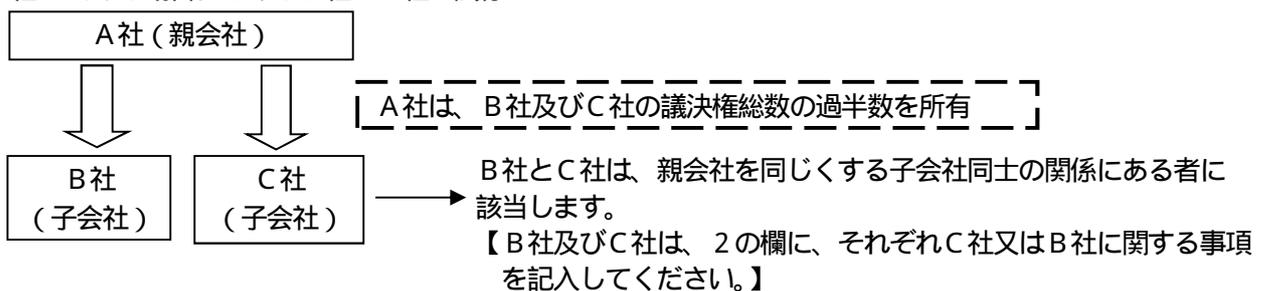


- 1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。
- 2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。)を所有している場合を含みます。

(2) 一方の会社Aが(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係

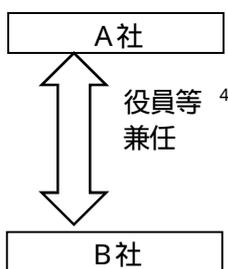


2に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。  
B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社<sup>3</sup>である場合におけるB社とC社の関係



3 市の競争入札参加資格の有無、各事業の登録の有無及び法人格の有無を問いません。

3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



- 4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
  - ア 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
  - イ 取締役(委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。)
  - ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
  - オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主(社外取締役を含み、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。)